(案)

# 生駒市入退院調整マニュアル

一病院と地域で患者さんの心をつなぐ切れ目のない連携をめざして一

# 平成30年4月

生 駒 市 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 在宅医療介護推進部会

# 目 次

1.	∄	的·	• •	•	•	• •	•	• •	•		•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2. 🕏	讨	象·							•		•							•		•		•								1
3. 7	九二艮	空調	東文 /1	<b>/</b> —	ル.																									1
(1)																														_
(2)																														
	)入·					دے ہ																				-				
_	) () 入(		7																											
	) (3) 入																													
4			担当																											
$\sim$	) 退																													
(3)		-			–	-					•						-			-										
(4)	-																													
	必ず							-									_		-					-			-			
	) 入:																													
_	介																													
	滴																													
(4			認定																											
(5	〕退																													
•	それ	以外	で見	逃し	ては	よいに	ナな	い見	人	•																•				7
1	) 入:	退院	調整の	の流	れ (	入院	に前り	こケ	アマ	マネ	ジャ	, _	• 包	」括	の‡	旦当	省者:	が汐	き	つ	てロ	ر ۱ <sub>7</sub>	ない	ゝ場	合	)				7
2	介記	<b>漢保</b> 》	魚 ( Ē	予防約	給付	· 総·	合事	(業	0	利用	月に	向け	トたオ	泪診	<b>(</b>	病院	完→	地块	或包	1括	支	援`	セン	/タ	· —	)	•	•		7
3	)病	院と:	地域	包括	支援	受セ:	ンタ	一担	当	者の	り情	報ご	交換	にい	つし	いて	•	•	•	•		•		•	•	•		•	•	8
4	要	介護	認定	等申	請の	う支持	爱•	•		•		•			•			•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	8
(5	〕退	院の	連絡	(病	院-	→地‡	或包	括法	と接	セン	ノタ	<u></u>	担当	者	•	•		•	•	•		•				•	•	•	•	8
(5)																														
4. 狷	<b></b>	担当	窓口	<b>1</b> —	覧																								1	0
E 3	古地	テ 月日	l <del>し</del> って	: <b>=</b> 众、	<del>体</del> 书	ᆲ	. <i>(</i> î	∖≓#	去口 丑	illi	. 臣生	: (·	ਹ <b>ਂ</b> ⊏	e 4	. 0	左	亩:	昨 -	<del>/-</del> \										1	1
5. 追	生汚	(二)判	1426	)i乡;	灯羊	又凹川	• )	碳	羊区旨	וועני	見	. (-	十几	X, Z	. 0	+	· / · / ·	5七1	土丿	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
6. <b></b>																														
(1)	入院	2時情	青報措	提供	<b>小</b>		•		•		•				•		•	•	•					•	•	•	•	•	1	2
(2)	退院	2調整	修情報	共	有書	•		•		•				•				•	•	•		•		•	•	•		•	1	3
(3)	生縣	可市版	过二	次ア	セス	くメン	ノト	シー	- }			•		•	•			•	•					•		•	•	•	1	4
(4)	居宅	2介護	隻・介	護	予防	指示	書/	/診	療情	青報	提信	丰	•		•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1	6
7.耄	会去	咨判																											1	7
(1)																														
(2)																														
(3)																														
8. 🖟	對係	機関	一覧	<u> </u>	• •		•	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1

### 1. 目 的

医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的に、入退院調整マニュアルを策定する。(このマニュアルは、病院とケマネジャー等の間の入退院調整のルールを記載したものである。)

### 2. 対 象 (平成29年12月1日現在)

生駒市内の病院(6カ所)、地域包括支援センター(6カ所)、居宅介護支援事業所(31カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所(4カ所)

### 3. 入退院調整ルール

- (1) 退院調整が必要な患者の基準
- ◆退院調整が必要な患者の基準(案)

介護認定を受けているかどうか分からない時は・・・ 生駒市介護保険課(0743-74-111)へ連絡

●既に要介護認定等を受けている患者

• 入院前からケアマネジャー、地域包括支援センターと契約している患者は、要支援、要介護に関係なく引き継ぐ。

●担当ケアマネジャー等へ連絡・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等

P2^

#### ●要介護認定等を受けていない患者 ※本人・家族等の状況により、介護サービス等の利用が必要な場合

- 1. 必ず退院調整が必要な患者(要介護に該当すると思われる患者)
- ・立ち上がりや歩行に介助が必要
- 食事に介助が必要
- ・ 着脱、入浴に介助が必要
- ・排泄に介助が必要
- ・日常生活に支障を来すような症状がある認知症 (高次脳機能障害含む)

<u>1項目でも当てはまれば</u>

●居宅介護支援事業所へ連絡 事業所一覧 (P18~19) から、 本人・家族が選択した事業所に 連絡

P5^

- 2. それ以外で見逃してはいけない患者
- ・在宅では、独居かそれに近い(介護力が低い)状態で、 調理や掃除など身の回りのことに支援が必要な方

●地域包括支援センターへ連絡 患者の住所地の担当の 地域包括支援センター(P2O) に連絡

P7^

### ※1 除外ケースについて

- ・短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合
- ・化学療法を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合 上記のいずれかに該当する場合は、このルールから除外する。

#### ※2 入院患者の介護認定の有無等が分からない場合

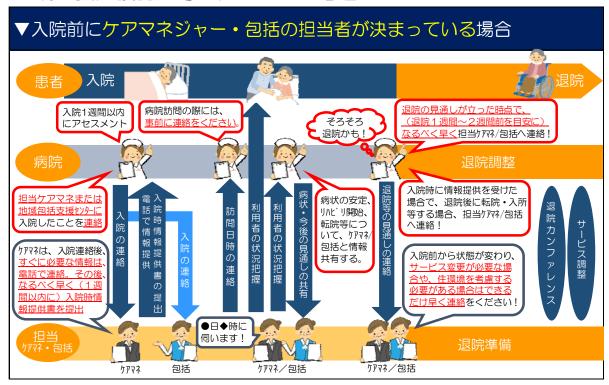
・介護認定状況の市への問い合わせは、原則本人または家族が行う。ただし、能力的に困難な状況の人の場合は、本人または家族の了承を得たうえで、病院担当者が生駒市介護保険課へ問い合わせる。

・生駒市介護保険課は、電話で病院担当者から問い合わせがあった場合は、個人情報保護の 観点から、一旦電話を切ってかけ直し、情報提供する。

また、すでに担当ケアマネジャーや地域包括支援センター担当者がいる場合は、介護保険 課から担当ケアマネジャー等へ利用者が入院したことの情報提供を行い、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター担当者から病院担当者へ情報提供する。

### (2) 入院前に要介護認定等を受けている (ケアマネジャー・包括の担当者が決まっている) 場合

- ① 入退院調整の流れ
  - ●既に要介護認定等を受けている患者



### ② 入院の連絡(病院→担当ケアマネジャー/地域包括支援センター担当者)

- ・病院担当者は、入院患者が介護保険サービス等を利用している場合、患者や家族に担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センター担当者(以下、「担当ケアマネジャー等」という)を確認のうえ、担当ケアマネジャー等へ入院したことを連絡する。
  - ※ 在宅で介護サービスを利用している場合、入院により介護サービスを直ちに停止する必要 があるため。
- ・担当ケアマネジャー等が分からない場合は、「※2 入院患者の介護認定の有無等が分からない場合」(P1)を参照のこと。
- ・病院担当者が担当ケアマネジャー等を把握しやすいように、担当ケアマネジャー等は日頃 より次のような工夫に努める。

#### ■工夫例■

- ・医療保険証や介護保険証、お薬手帳などと一緒に担当ケアマネジャー等の名刺を保管 してもらう。
- ・利用者が常時目につくところ(電話の前、ベッドサイド等)に事業所名、担当ケアマネジャー等の氏名、連絡先を貼っておく。(家族にも担当ケアマネジャー等の連絡先等を周知する。)
- ・入院するとき、何かあったときは、必ず担当ケアマネジャー等へ連絡することを利用 者・家族に伝える。
- ・介護サービス事業所と日頃から情報の連携に努め、入院時に連絡が入るようにする。
- ・ 担当ケアマネジャー等や利用事業所等の連絡先、ケアプラン等の入ったファイルを作成し、それを入院時に持参してもらうようにする。

### ③ 入院時の情報提供(担当ケアマネジャー/地域包括支援センター担当者→病院)

- ・担当ケアマネジャー等は、担当する利用者の入院を把握した場合は、すぐに伝えておく必要がある情報(緊急連絡先、キーパーソン、認知症の状況等)についてすみやかに電話で連絡する。その後、担当ケアマネジャーは、なるべく早く(1週間以内に)「入院時情報提供書」(P12:参考様式)を病院担当者(P10:病院担当窓口一覧)に情報提供する。
  - ※ 入院時情報提供書の様式については、必ずしもこの参考様式を使用する必要はない。
  - ★ 病院では、患者の入院後1週間程度で退院に向けてのアセスメント (評価) を行うため、 おおよそ1週間以内に在宅での情報が必要。

FAXの場合:病院窓口へFAXする旨、電話連絡をすること。(個人情報は消しておく) 持参する場合:事前に病院窓口へ訪問日時を伝えること。

#### ④ 病院と担当ケアマネジャー等の情報交換について

- ・担当ケアマネジャー等が、入院中に病院と情報交換を行う場合は、事前に病院担当者へ連絡のうえ訪問することが望ましい。
- ・担当ケアマネジャー等は、病院担当者と連携を図りながら、入院中の利用者の状況把握に 努める。
- ・病院の入院時初回カンファレンス等に、担当ケアマネジャー等の出席が必要な場合は、担 当ケアマネジャー等はできるだけ参加する。

### ⑤ 退院の連絡 (病院→担当ケアマネジャー/地域包括支援センター担当者)

- ・病院担当者は、退院の見通しが立った時点で、(退院1週間~2週間前を目安に)なるべく早く担当ケアマネジャー等に退院調整開始についての連絡を行う。
  - ★ 患者の状態や要望を反映した介護保険のサービス調整には、1週間~2週間程度は必要。

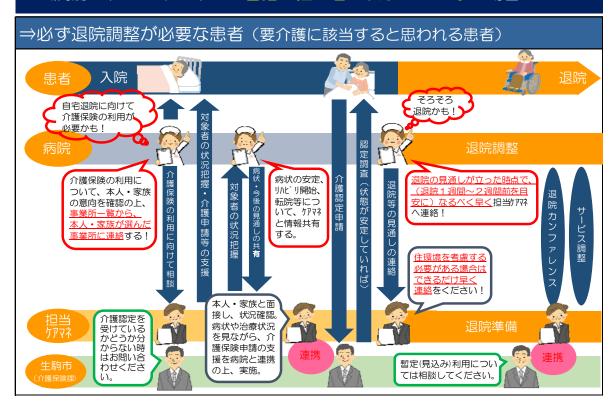
- ・入院前に比べて患者の状態が変化するなど、サービス変更が必要な場合や、住環境を考慮する必要がある場合は、病院担当者はできるだけ早く担当ケアマネジャー等へ連絡する。
- ・急に退院となった場合は、病院担当者は直ちに担当ケアマネジャー等へ連絡する。
- ・病院担当者は、患者の退院が決まった際、担当ケアマネジャー等と、十分に退院カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。
- ・担当ケアマネジャー等は、病院担当者から連絡を受け、退院カンファレンスや病院担当者と情報交換を行う際、必要に応じて「退院調整情報共有書」(P13:参考様式)を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、担当ケアマネジャー等は、ケアプラン等の作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。(家族の心理的支援等)
- ・担当ケアマネジャー等は、ケアプラン等の変更にあたり、新たに「居宅介護・介護予防指示書/診療情報提供書」(P16:参考様式)を必要とする場合は、病院担当者に提出を依頼する。
- ・病院担当者は、入院時に担当ケアマネジャー等から情報提供を受けた患者が、退院後に別 の病院に転院する場合や施設に入所する場合は、その旨を担当ケアマネジャー等に連絡す る。

#### (3) 入院前に要介護認定等を受けている (ケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない) 場合

入院前に要介護認定等を受けていたが、ケアプランの作成を行っていない場合など、入院前に担当ケアマジャー等が決まっていない患者については、「(4)入院前に要介護認定等を受けていない(ケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない)場合」の「◆必ず退院調整が必要な患者(要介護に該当すると思われる患者)」(P5)のルールに沿って調整を行う。

- (4) 入院前に要介護認定等を受けていない(ケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない)場合
- ◆ 必ず退院調整が必要な患者(要介護に該当すると思われる患者)
- ① 入退院調整の流れ
- ●要介護認定等を受けていない患者

### ▼入院前にケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない場合



### ② 介護保険(介護給付) ※ の利用に向けた相談(病院→居宅介護支援事業所)

- ・病院担当者は、入院時のアセスメントの結果、退院調整が必要と判断された患者が、「(1) 退院調整が必要な患者の基準」(P1)の「1. 必ず退院調整が必要な患者(要介護に該 当すると思われる患者)」に該当するかどうか判断する。
- ・「1. 必ず退院調整が必要な患者(要介護に該当すると思われる患者)」に該当する場合、 患者・家族に介護保険(介護給付)の利用についての意向を確認し、事前に病院から居宅 介護支援事業所に連絡することの了承を得たうえで、「居宅介護支援事業所」(P18~1 9)から本人・家族が選択した事業所に介護保険(介護給付)の利用に向けて相談の連絡 をする。
- ・また、患者・家族が介護保険の利用を拒否しているが、病院担当者として介護保険(介護 給付)の利用が必要と判断する場合は、患者の住所地の担当の地域包括支援センター(P 20)へ相談する。

<sup>※「7.</sup> 参考資料(1)介護保険サービス等利用手続き」(P17)参照

・地域包括支援センターとの相談の結果、地域包括支援センターが支援を担当する場合は、「(4)入院前に要介護認定等を受けていない(ケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない)場合」の「◆それ以外で見逃してはいけない患者」(P7)のルールに沿って調整を行う。

#### ③ 病院と担当ケアマネジャーの情報交換について

- ・居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが、入院中に病院担当者と情報交換を行う場合は、 事前に病院担当者へ連絡のうえ訪問することが望ましい。
- ・居宅介護支援事業所等のケアマネジャーは、病院担当者と連携を図りながら、入院中の患者の状況把握に努める。

#### ④ 要介護認定等申請の支援

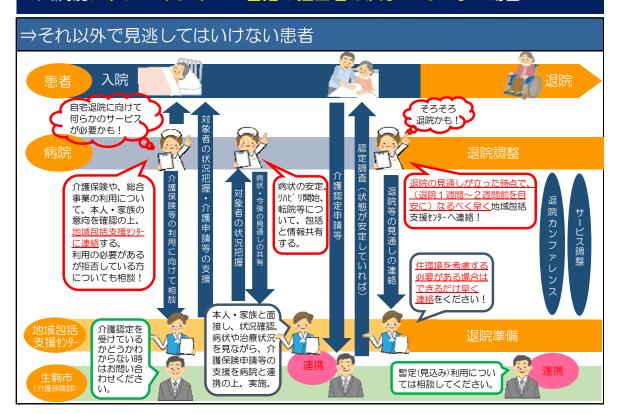
- ・病院担当者は、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーと連携し、介護保険制度の説明、 要介護認定等申請の支援を行う。
- ・居宅介護支援事業所等のケアマネジャーは、病院から入院患者の介護保険(介護給付)の 利用にかかる相談があった場合は、病院担当者と連携のうえ、対象者の状況把握、要介護 認定等申請の支援を行う。
- ・相談の結果、要介護認定等の申請が不要と判断される場合や、地域包括支援センターが担当した方が良いと判断される場合などにおいては、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーは、必要に応じて患者の居住地の担当の地域包括支援センターにも連絡する。

#### ⑤ 退院の連絡 (病院→担当ケアマネジャー)

- ・病院担当者は、退院の見通しが立った時点で、(退院1週間~2週間前を目安に)なるべく早く担当ケアマネジャーに退院調整開始についての連絡を行う。
  - ★ 患者の状態や要望を反映した介護保険のサービス調整には、1週間~2週間程度は必要。
- ・住環境を考慮する必要がある場合は、病院担当者はできるだけ早く担当ケアマネジャーへ 連絡する。
- ・急に退院となった場合は、病院担当者は直ちに担当ケアマネジャーへ連絡する。
- ・病院担当者は、患者の退院が決まった際、担当ケアマネジャーと、十分に退院カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。
- ・担当ケアマネジャーは、病院担当者から連絡を受け、退院カンファレンスや病院担当者と情報交換を行う際、必要に応じて「退院調整情報共有書」(P13:参考様式)を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、担当ケアマネジャーは、ケアプラン作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。(家族の心理的支援等)
- ・担当ケアマネジャーは、ケアプランの作成にあたり、「居宅介護・介護予防指示書/診療情報提供書」(P16:参考様式)を必要とする場合は、病院担当者に提出を依頼する。

### ◆ それ以外で見逃してはいけない患者

- ① 入退院調整の流れ
- ●要介護認定等を受けていない患者
- ▼入院前にケアマネジャー・包括の担当者が決まっていない場合



#### ② 介護保険(予防給付・総合事業)\*の利用に向けた相談(病院→地域包括支援センター)

- ・病院担当者は、入院時のアセスメントの結果、退院調整が必要と判断された患者が、「(1) 退院調整が必要な患者の基準」(P1)の「2. それ以外で見逃してはいけない患者」に 該当するかどうか判断する。
- ・「2. それ以外で見逃してはいけない患者」に該当する場合、患者・家族に介護保険(予防給付・総合事業)の利用についての意向を確認し、事前に病院から患者の居住地の地域包括支援センターに連絡することの了承を得たうえで、「地域包括支援センター」(P20)に介護保険(予防給付・総合事業)の利用に向けて相談の連絡をする。
- ・また、患者・家族が介護保険(予防給付・総合事業)の利用を拒否しているが、病院担当者として介護保険(予防給付・総合事業)の利用が必要と判断する場合は、地域包括支援センターへ相談する。

<sup>※「7.</sup> 参考資料(1)介護保険サービス等利用手続き」(P17)参照

### ③ 病院と地域包括支援センター担当者の情報交換について

- ・地域包括支援センターの担当者が、入院中に病院担当者と情報交換を行う場合は、事前に 病院担当者へ連絡のうえ訪問することが望ましい。
- ・地域包括支援センターの担当者は、病院担当者と連携を図りながら、入院中の患者の状況 把握に努める。

#### ④ 要介護認定等申請の支援

- ・病院担当者は、地域包括支援センターの担当者と連携し、介護保険制度の説明、要介護認 定等申請の支援を行う。
- ・地域包括支援センターの担当者は、病院から入院患者の介護保険(予防給付・総合事業) の利用にかかる相談があった場合は、病院担当者と連携のうえ、対象者の状況把握、要介 護認定等申請の支援を行う。
- ・相談の結果、要介護に該当すると判断される場合や、居宅介護支援事業所等が担当した方が良いと判断される場合などにおいては、地域包括支援センターの担当者は、必要に応じて居宅介護支援事業所等にも連絡する。

#### ⑤ 退院の連絡(病院→地域包括支援センター担当者)

- ・病院担当者は、退院の見通しが立った時点で、(退院1週間~2週間前を目安に)なるべく早く地域包括支援センターの担当者に退院調整開始についての連絡を行う。
  - ★ 患者の状態や要望を反映した介護保険のサービス調整には、1週間~2週間程度は必要。
- ・住環境を考慮する必要がある場合は、病院担当者はできるだけ早く地域包括支援センター の担当者へ連絡する。
- ・ 急に退院となった場合は、病院担当者は直ちに地域包括支援センターの担当者へ連絡する。
- ・病院担当者は、患者の退院が決まった際、地域包括支援センターの担当者と、十分に退院 カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。
- ・地域包括支援センターの担当者は、病院担当者から連絡を受け、退院カンファレンスや病院担当者と情報交換を行う際、「生駒市版 二次アセスメントシート」(P14:参考様式)を活用し、入院中の利用者の情報を把握する。

### (5) 個人情報の取り扱いについて

・医療介護の連携で必要な情報提供について、病院は患者に対して院内掲示等で利用目的の 周知を図る。また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等は利用者との契約時に 契約書や重要事項説明書等で関係機関との情報連携について同意がとれているか確認の うえ、必要に応じて、下記の例示を参考に個人情報の使用について、適切な取り扱いを行 う。

例示

#### 居宅介護支援計画における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

#### 1. 使用する目的

事業者が、介護保険法及び関連の法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

また、在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報を医療機関や入所施設等から取得及び提供する必要がある場合。

- 2. 使用にあたっての条件
  - ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係 者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
  - ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- 3. 個人情報の内容
  - ・氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報
  - ・認定調査票 (概況調査・基本調査・特記事項)、主治医意見書、介護認審査会における判定 結果の意見(認定結果通知書)
  - ・在宅で療養するあるいは在宅で療養する予定がある場合に、在宅医療・介護サービスを提供 する事業所として、生命や身体の安全や健康維持のために知っておくべき医療情報
  - ・その他の情報
- 4. 使用する期間 契約日~契約満了日

平成 年 月 日

居宅介護事業者 ●●● 様

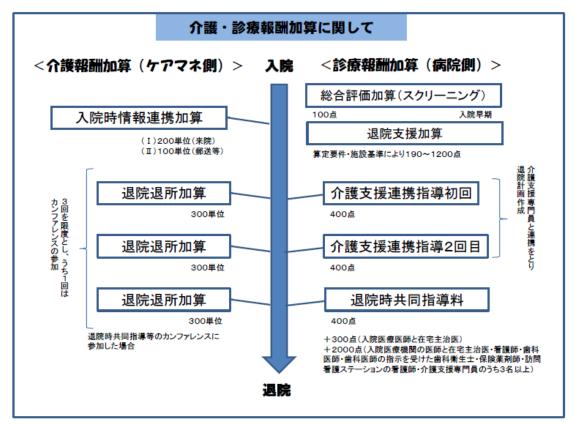
利用者	住	所	
	氏	名	印
代筆者	氏	名_	印
家族の代表	住	所	
	氏	名	印

### 4. 病院担当窓口一覧

病院担当窓口一覧(平成30年2月現在) (奈良県病院名簿順)

	入院時情報提供書 の提出窓口	入院中・退院時の 連携担当窓口
生駒市立病院		
近畿大学医学部奈良病院	・窓口の名称等	
医療法人和幸会 阪奈中央病院	・電話番号、FAX番・時間帯指定(あれ・その他留意事項	
医療法人社団松下会 白庭病院	※平日と土・日・祝の場合も記載。	の対応が異なる
医療法人社団松下会 東生駒病院		
医療法人学芳会 倉病院		

### 5. 連携に関わる診療報酬・介護報酬一覧(平成28年度現在)



※平成30年度改訂予定

職員の病権配 置や連携体制 の確立等を評価

平成28年度診療報酬改定

### 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化⑦

### 退院支援に関する評価の充実①

▶ 患者が安心 ■ 納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、 保険医療機関における退院支援の積極的な取組みや医療機関間の連携等を推進するため の評価を新設する。

#### 退院支援加算1

イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点 ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点

#### (改) 退院支援加算2

イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点 ロ 療養病棟入院基本料等の場合 635点

[算定要件 施設基準]		
	退院支援加算 1	退院支援加算2 (現在の退院調整加算と原則同要件)
退院困難な患者の早期抽出	3日以内に逃院困難な患者を抽出	7日以内に退院困難な患者を抽出
入院早期の患者・家族との面談	<u>7日以内に</u> 患者・家族と面談	できるだけ早期に患者・家族と面談
多職種によるカンファレンスの実施	<u>7日以内に</u> カンファレンスを実施	カンファレンスを実施
退院調整部門の設置	専従1名 (看護師又は社会福祉士)	専従1名(看護師又は社会福祉士)
病棟への退院支援職員の配置	透院支援金券等に享従する数量を会域に配置 (2会域に1名以上)	-
医療機関間の顔の見える連携の構築	連携する医療機器等(20か所以上)の職員と 定期的な商会を実施(3間/年以上)	_
介護保険サービスとの連携	介護支援専門員との連携実績	_

出典:厚生労働省 平成28年度報酬改定説明会(平成28年3月4日開催)より抜粋

### 6. 参考様式

### (1)入院時情報提供書

					入院時	情報提	供書	ŧ	* FA	Xで情	報提供す	る場合は	t個人情報	最を消す	تځ.
					御中					1		成			
	下の情	報はる	▶人及	びごえ	家族の同意に基づいて提供しています。	14.00						ス計画		(有	• 無 )
ふりがな	_					性別						生年月日	3		
氏名						男・	女	明・	大・	昭		月		(	歳)
住所								同居家	族(ナC	で囲む		家族構成	戊		
L //	TE	L										いか護者	〇:女性	口: 男	性〕
								1							
緊急連絡先	ŧ							-							
					続柄( ) に 日で 携帯										
住宅環境					主宅( 階)・エレベーター(有・無)										
					<u>寝具(布団・ベッド) トイレ(和式・洋式</u> )・無 その他(	)		備考欄	(安佐	44:27					
経済状況					- スワーカー: )	,		NHI CO. BHI	(25/15	0(00)					
要介護度	要	支援( 効期間	1 · I:平成	2 )	要介護(1・2・3・4・5) E 月 日~平成 年 月 日 〔被保	申請中(新規)	見・耳	更新・	区分	変更	)				
障害等認定	_	障(種)			/ )級・精神( )級・療育		· 無	# ) ·	原爆	. ;	旨定難病	į(	)		
					/ 🔲 訪問診療)	(□外									
かかりつけ		療機関係	l·主治	医名		医療機関・3	主治医	名							
		·格尤 往歷·治	療状法	兄		圧俗兀				感染	<b>ὲ症:</b> 無	乗・有(			)
										アレル	キー: 無	腰・有(			)
病歴•疾病	3														
服薬状況	[漢	<b>利情</b> 報	<b>录</b> 〕 • 薬	剤情報	報書の添付(有・無)・裏面記載(有・無)										
	+-	7		,		,,, ,	\ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	A =++ /				<b>—</b> .=-	/		
介護サービス	- I					_		介護(		回/週		□ 通序	折りハ(	旦	]/週)
利用状況	1 5	コ肪間						入所( m / <del></del> -		回/週	)				
	自立		一部	貸与( 全	(内容: ) T		その	他(内容	·: 一部	全				)	
	目立	, j	介助	介助	備考		自立		介助	介助			備考		
食事					嚥下状態(良・不良) 咀嚼状況(良・不良) 普通 ・ 軟菜 ・ 刻み ・ ペースト ・ トロミ	外出	Г	П	П	П					
2.7				Ш	経管栄養   箸 ・ スプーン ・ 自助具	調理									
口腔清潔					義歯(無・有)(上・下・全部)	買い物									
移動					杖 歩行器 車椅子 シルバーカー	洗濯									
移乗						掃除									
起居						金銭管理		+=+							
	_			Ξ	入浴不可(シャワー・清拭)		普通				艮鏡(無	·有)			
入浴		Ш			自宅(浴室)・訪問入浴・通所系サービス	視力		狭窄・神							
更衣						聴力	普通	・やや	維聴	難聴	・補聴器	景(無・有	( )		
	_		_	_	トイレ・ポータブルトイル・尿器・カテーテル オムツ( 常時 ・ 夜間のみ )	言語	支障	なし・は	たっきり	ルない	・・話せ	ない			
排泄					失 禁(無・時々有・ 常時有) 下剤使用(無・有) 浣腸(無・有)	理解	支障	なし・ヤ	や困	難・で	きない				
服薬管理					自己管理の状況	睡眠		・時に2 剤使用(				間)			
		大素 「	] 吸引		■	認知・	徘徊	↑ 介護~	<b>への担</b>	抗焦	集燥・不穏	数撃性 出す 妄			<b>E</b>
医療処置	— П 2	ストマ 厂	■福	(部付	:: )	運動機能	麻痺	: なし・	右上	肢・左	上肢・	右下肢・	左下肢	その他	
					状況・生活環境・習慣・介護力・医療上の注意点等)	裏面記載(有		: なし・	肩関	節・胩	関節・	投関節・	膝関節	・その他	!
Cの他(C本)	八の圧	110 E.C.	#50	10/201	(M 工力块处: 目 lg : 月 gg / J : 60 凉工V/工总点 4 /	交回記載(円	- m /								
11															
情報提供事		名				担当ケア	マネジ	ヤー							

### (2)退院調整情報共有書

						退院調整情報共有書		
	ふりがな					★ケアマネジャーが面談やカンファレンスで収集 性別 生年月		:めるシートです。
	氏名						月 日(	歳)
	Д 1					入院期間(予定)	, п	M9X-7
	住 所	Т	EL				<b>∓</b> 月	日(予定)
要	更介護度		未申請		)変更「 年		ı	
病	院主治	医				( 科) 在宅主治医 医療機関・主治医名 連絡先		
	主病	名				手術 無・有(手術名:		)
	副病							
	合併:					既往歴		
疾病の	服薬状		<b>聚</b> 内容	、退院	時処方	5(薬剤名・薬剤の剤形・投与経路等)		
の状態				- J.J N.	± 0 =			
態	今後 見通	の	で佐の茶	<b>i</b> 状、冶	漿の見	混通し(進行する疾患であれば期間の予測等)、次回受診予定、通院頻度等		
	疾患にいての明内に	説	院から	患者·፮	家族への	の説明内容/患者・家族の受け止め方/患者・家族の希望		
	19719		■ 酸素		<b>1</b> 吸引	Ⅰ □ 気管切開 □ 経管栄養 □ 胃瘻 □ カテーテル(膀胱留置・導尿) □ ス	7.1.7 <b>□</b>	 褥瘡
特	別な医療	療	」®素 ⅂点濾	_			_	1676 )
退	院指導	<u>π</u>						)
	状況		]無	口有	* 2	有の場合 理解度 家族: 十分 不十分(問題点:		)
		自立	見守り	一部 介助	全 介助	病棟での様子/在宅での留意点		
		_	l_	l _		嚥下状態(良・不良)   咀嚼状況(良・不良)     普通 ・ 軟菜 ・ 刻み ・ ヘ ー スト ・ 経管栄養		
:	食事					箸・ スプーン・ 自助具 制限(無・有) 制限内容(塩分・ 水分・ その他( ))		
	控清潔					義歯(無・有)(上・下・全部)		
;	移動					□ 手引き □ 杖 □ 歩行器 □ シルハーカー □ 車いす □ ストレッチャー □ 装具・補:	装具 □その	他( )
;	移乗							
j	起居					起き上がり(可・不可) 座位保持(可・不可) 立ち上がり(可・不可) 立位保持(可・	不可 ) 寝返	59(可・不可)
入消	浴(洗身)					洗身( 不可 ・ 行っていない ) 入浴制限(無・有) (シャワー・清拭・その他( )) 入浴時の留意点:		
	更衣							
-	排泄					トイレ・ボータブルトイレ・尿器・膀胱留置カテーテル・オムツ(常時・夜間のみ)・リハビリハンツ(常明失禁(無・有) 下剤使用(無・有) 浣腸(無・有)		)
服彧	<b>美管理</b>					1回配薬・1日配薬 睡眠 良眠・時に不眠・不眠(睡眠剤使用(無・有)	時間)	
	図知・ 計神面		症高齢    状態(疾			自立度(自立・I・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M) 認知症の原因疾患: ( )) 徘徊 介護への抵抗 焦燥・不穏 攻撃性 意思疎通困難 幻視・幻聴 昼夜逆転 大	声を出す 妄想	暴力
IJ'n	ピリ等					( PT / OT / ST )) 頻度: 回/週 / 運動制限(無・有) / リハビリ・運動制限の内容: 生上肢・右下肢・左下肢・その他 / 拘縮: なし・肩関節・肘関節・股関節・膝関節		
注	養上 意する 事項							
情	報提供相	機関名				TEL		
南	談日時		平成	年	月	日 /午前·午後 時 分 ~ 時 分 面談者(所属·氏名)		
			平成	年		日 /午前·午後 時 分 ~ 時 分		(H20 1 #F <del>-P</del> )
【注	』退院・追	医肝加?	异の算定	こには、	当の通知	知等に拠る算定条件を満たす必要があります。		(H30.1作成)

### (3) 生駒市版 二次アセスメントシート (表面)

			生具	拘市別	Ī .	二次ア <sup>・</sup>	セス	メントシ	<u>'-</u>				+1		
記入		平成	年		月		В	担当	:				*	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
1311	がな		生年月	38			年	F	3	Е				日常生活	5自立度
氏名	,		世帯	構成 🔲	一人	、暮らし		高齢者のみ		その他	:		障がい	高齢者	認知症高齢者
住所	f 生駒市		-					電話	5						
●主	訴							<b>●</b> 家放	その状況・	• 意向					
I.	健康状態														
	現病や即	R往歴	医療機関	名	受	診頻度			服薬	伏況	(合計	種類)		発症やス	<b>、</b> 院時期
1															
1															
	  医療リハ:				_			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	トージや彗	整骨院	: li	□/月			
2	お薬手帳を利用			<b>口</b> はい	١	□ ()()	マー	3 平常時				/		mmH	σ
_	الرواري كالم ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	部位・程度・	提高。 thin.		_	""	,,,,		N・困っ <sup>-</sup>				Т	いつご	
		即位,红发。	120 EU - VIXE					(6/4/	1- 20 0	CVIO			+	0150	-513.55 
4	痛												+		
	み												-		
													-		
	U												-		
5	び   れ														
	16														
	肉類、卵、魚介類	等のタンパク質を	とっていますか		はい	١:	日/	週	」ほと	んどと	らない	□ ₹0	か他:		
6	牛乳・乳製品を	とっていますだ	יל		はい	١:	8/	週	] ほと	んどと	らない	□ ₹	か他:		
	野菜をとってい	ますか			はい	١:	日/	週	<b>」</b> ほと	んどと	らない	□ ₹0	の他:		
	1日にとる水分	たついて	総摂耳	双量 🔲	500	Occ未満	ā	□ 500/	~1000	СС		لاء c 000 د د لا	以上		
_	内訳: □ 8	お茶	сс 🔲	水		сс 🔲	汁物		СС	□ ₹	の他	cc	:		
7	飲酒 🗖 व	あり (	)日/週	: (		) ?	돌 (	)	ml	• 合	ì				□ なし
	喫煙 □ 8	あり (	)本/日	:											なし
	トイレが間に合	わず、失敗する	ることはありま	ますか		ロはい	١ (	パット	<ul> <li>リハ,</li> </ul>	パン・	- 失禁パ	ンツ • なし	, )		□ いいえ
8	排尿 昼間	0 /	/ 夜間			利尿剤服	用	□ あり:							なし
	排便	<b>∃</b> に1				下剤服用		<u></u> 」あり:							 山 なし
9	眠れなくなるこ	と/睡眠薬を厚	力服	あり	) (	 	 週 使月	 用:						)	
	何でもしっかり			<u>ー</u> はい		□ ()()	え:								
	義歯について			<u>ー</u> あり		総入れ歯		上・	下)/	部分入t	歯 (	上・下	)		□ なし
	1日に1回以上の	の歯磨きや義歯	の掃除	ー 口 はい		□ ()()		歯科受診		あり		3/月			なし
Π.	ADL		<u> </u>	_							里由や状態			いつ	ごろから
	起き上がるとき	の支え	口 あり		П	なし									
	立ち上がるとき		口あり	•		なし							$\overline{}$		
一	歩行時の支え	屋内	口あり			なし									
3	マンス ひとり マンス 人	屋外(155		•		なし							-		
	_ 1 が決負して												-		
	一人で洗身して		UTI			していない							-		
_	一人で浴槽をま		してし			していない							-		
	運動について医		□ あり	•		なし									
7	ほか、医師から	ルノエ忌	□ あり	•		なし	1								

### (裏面)

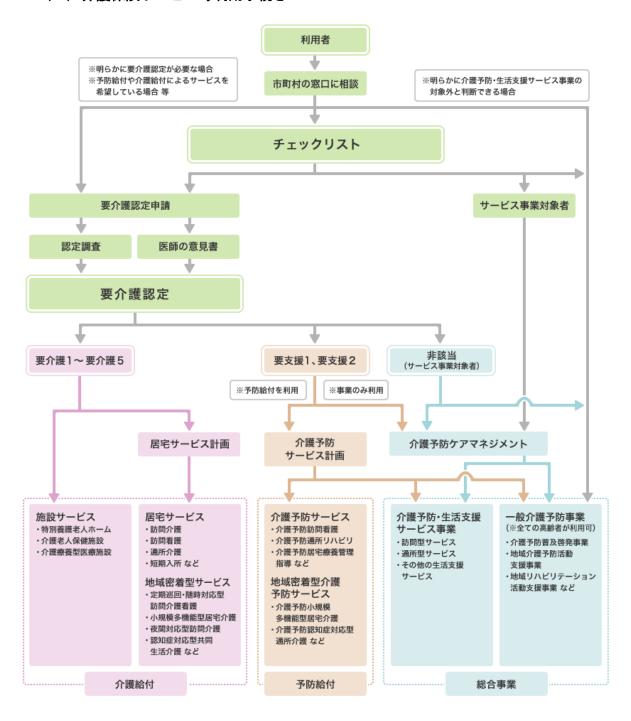
Ш.Е	3常生活に (IADL)	こついて )	※本人がしていること していない場合は誰がして	いる	か?		特記事項	いつごろから
		□ している	□ 炊飯 □ 簡単な食	事の	用意	□配偶者		
1	炊事		□ ガス(IH)調理器使用		□ 温め	□ 子		
		□ していない	□ 配膳 □ 下膳		食器洗い	□ 他:		
		□ している	□ 自室のみ □ トイ	レ	□ 風呂場	□配偶者		
2	掃除	•	□ 他:			□ 子		
_		していない		モッ		他:		
3	洗濯	している			物を干す	□ 配偶者		
3	<i>元</i> 推	・ していない	□ 取り込む □ □ 整理する	たた	. 2	│		
	-4-0	<b>口</b> している	□ 分別する			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
4	ごみ		まとめる			一子		
	出し	□ していない	□ 集積所まで運ぶ:	一部	<ul><li>全部</li></ul>	□ 他:		
		□ している	□ 買うものを決める		注文配達	□配偶者		
5	買い物		□ 荷物を持って帰る			□ 子		
		していない	□ 荷物は配達便を利用する	3		□ 他:		
	金銭	□ している	□ 全て管理			□ 配偶者		
6	管理	•	□ こづかい程度のみ管理			□ 子		
	- A	していない				□ 他:		
_	薬の	□ している	自己管理: 分包	•	一包	□配偶者		
7	管理	•	□ 飲み忘れ: 有・	無	- +5-7-	子		
	72.04	□ していない □ バス 最寄バ		 ス停	■ 拒否	□ 他: 分程度) □ 電:	 車 最寄駅:	
8	通院 買い物			を見り				
	外出の 手段	□ 家族等送迎(			+4 <u> </u>			
IV.	社会生活	• 環境						いつごろから
1	何かしら	の役割がありますた	家庭内:			地域:		
2	現在、地	域で参加しているも	このはありますか		はい:		□ いいえ	
	また、	以前参加していたも	らのはありますか		はい:		□ いいえ	
3			こいこと等はありますか		はい:		□ いいえ	
		きに助けてくれる人	<b>、はいますか</b>		はい:		□ いいえ	
4	家族との		N=					1
		人、友人との交流が	ころや不安に感じるところ	_	<b></b>	廊下 <b>「</b> 」 台	 所 <b>「</b> 屋内階段や段差	
5				_		廊下 日 台 月田の急坂 日田の急坂	] バス停や駅が遠い	]
		プロ・レーファイン できる場がない	集会所や公民館が遠い	-X (°)	※年 □ □ その他:			
٧.	認知やう		でわった様子、あてはまる	もの				いつごろから
1			「これがない」と探している	5	□ 味付けを	間違ってしまう		
2	□ 約束	の時間や場所を間違	皇える	6	リモコン	や携帯電話の操作	がわからない	]
3	部屋	が片付かなくなって	てきた	7	□ 化粧や服	装、入浴すること	に無頓着になってきた	
4	<b>□</b> 同じ	食材がたくさんある	3	8	□ 「忘れた	:」ことがわからな	いことがある	
VI.	その他							
1		自身はどのようにな			今より元気に	なりたい 🗀	] 今を維持したい 🔲 わた	
			、心がけていること		あり:	- + 10 + - c	<del>-</del>	□ なし
<b>●</b> 特	記事項	自立度~ 〈	特に留意!>				見立て(向上する見込みに対して現る。	駅を3段階評価)
						機能 [		
						交流		J

### (4)居宅介護・介護予防指示書/診療情報提供書

	□居宅介護·介護予 □診療情報提供書		平成で下さい。)	年	月 F
【 介護サービス・総合事	業/利用目的(該当するも			短期 入所	· 入所 】
介護提供事業者·生駒市長	殿	医療機関名 担当医氏名		7	•
利用者氏名	***	生年月日 M·T·S	年 月	日 性別	男・女
利用者住所		電話番号			
診療形態   1 外来 (定期・不     3 入院   年		<ol> <li>訪問診察</li> <li>その他</li> </ol>	(第 曜日 (	•第 曜日	<ul><li>不定期)</li><li>)</li></ul>
病名 1		病名 2			
病名 3		病名 4			
病態の安定性 <b>発生の可能性が高い病態</b>	<ul><li>□安定</li><li>□不安定</li><li>□転倒・骨折</li><li>□尿失禁</li><li>□痛み</li><li>□低栄養</li><li>□揚閉塞</li></ul>	□移動能力の低下 ぼ食・嚥下障害 □脱水	□心肺機能の低下	口閉じこもり	
障がい高齢者の日常生活自立度度					
目立・J1・J2・A         サービス利用における生活機能の	A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 ・ C				• IV • M
医学的管理の必要性		□訪問リハビリテーシ		□訪問診察	
サービス提供時における医学的観点	<b>点からの留意事項</b>				
内服治療薬及び外用薬について					
血圧について	入浴可能な身体状況 血圧 平常コントロール値 (	/ mmHg)	体温	( ℃)	E
移動について	□特になし □転倒に注意 □移動時間に制限有り(	分以内) □施	設の車両移送に耐え	っれる	
食事の形態について	□特になし □(流動食・				
水分摂取(嚥下)について 認知症に関して、理解及び記憶・問		介助 □トロミ等が必要	□水分制限:	<b>烘•</b> 有(	cc/目)
	·	·	rin ata ata ata		
※運動器の機能向上やリハビ	リナーション施行につい	ハ(美胞する上での	田息争坝		
	常範囲 2. 調律異常 3 の他(	3. 心肥大 4. 刺激位	云導異常 5. 虚血物	生変化	)
□運動可能な血圧の上限 ( □運動への参加 1. □ □リハビリテーション施行について 実施 □禁止	・ 2.否 ( (時間的制限	<ul><li>助可能な最大心拍数</li><li>・ 有・無 約</li><li>ーションをすすめて良い</li></ul>		}	
□疼痛 □他動運動/	根 無・有( 無・有(箇所: は禁止 □自! いビリ(音楽療法・作業療法)	助運動 • 他動運動			)
この山 介護井」 ジュー 外入声楽む	田戸間子Z辛日/労業機やユ	羊丸 口肺機能点 口唇	ヨーナストしなる 今もい		
その他、介護サービス・総合事業利	用に関する恵見(宋養磯能改	苦ヤ、口腔機能向上に	<u> 対すること等も含む)</u>		

### 7. 参考資料

### (1)介護保険サービス等利用手続き



(出典:厚生労働省)

### (2)居宅介護支援事業所一覧

※ 平成29年12月1日現在の情報です。事業所等は、奈良県長寿社会課のホームページでご確認ください。

	事業所番号	法人名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
-	2910301353	社会医療法人平和会	社会医療法人平和会いこま駅前クリニック	630-0256	奈良県生駒市本町7-10	0743-71-7222
7	2940301092	ビックリー株式会社	アリス薬局	630-0212	奈良県生駒市辻町10-2ビハーラ東生駒302	0743-72-1719
က	2970900045	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	梅寿荘在宅介護支援センター	630-0257	奈良県生駒市元町2-14-8	0743-74-6811
4	2970900060	社会福祉法人生駒市社会福祉協議会	社会福祉法人生駒市社会福祉協議会指定居 宅介護支援事業所	630-0245	奈良県生駒市北新町3-1	0743-74-3333
2	2970900110	株式会社椀の家	宅老サロン徳の家	630-0133	奈良県生駒市あすか野南1-2-2	0743-79-9950
9	2970900193	医療法人社団松下会	医療法人社団松下会東生駒病院居宅介護支 援事業所	630-0212	奈良県生駒市辻町4-1	0743-75-0011
7	2970900219	有限会社ゆりの会	有限会社ゆりの会	630-0101	奈良県生駒市高山町8075	0743-70-1014
8	2970900243	特定非営利活動法人生駒まごころ	特定非営利活動法人生駒まごころ	630-0252	奈良県生駒市山崎町21-2-103	0743-71-7775
6	2970900250	アミコ京阪奈介護サービス有限会社	アミライフ・桜ヶ丘ケアプランセンター	630-0211	奈良県生駒市桜ケ丘3-57	0743-74-9924
10	2970900326	医療法人和幸会	医療法人和幸会阪奈中央ケアプランセンター	630-0243	奈良県生駒市俵口町444-1	0743-73-9418
=	2970900359	社会福祉法人宝山寺福祉事業団	居宅介護支援センター延寿	630-0223	奈良県生駒市小瀬町1100	0743-76-2266
12	2970900375	ウェルコンサル株式会社	フレンド生駒ステーション	630-0263	奈良県生駒市中菜畑2-1117	0743-71-7221
13	2970900599	株式会社日本ユニケア	ハーモニー・ケアプランセンター	630-0258	奈良県生駒市東新町4-20石丸ピル2階	0743-71-8858
14	2970900680	ライフケア生駒有限会社	ライフケア生駒有限会社ケアプラン部	630-0222	奈良県生駒市壱分町1220-4	0743-76-2355
15	2970900698	社会福祉法人協同福祉会	あすならホーム菜畑	630-0263	奈良県生駒市中菜畑2-1129-1	0743-75-1141
16	2970900797	株式会社ライフケア創合研究所	いこいの家ケアプランセンター	630-0243	奈良県生駒市俵口町814-1ハイネス生駒302号	050-5005-4469
17	2970900813	一般財団法人生駒メディカルセンター	一般財団法人生駒メディカルセンター居宅介護 支援事業所	630-0223	奈良県生駒市小瀬町324-2	0743-76-3400
8	2970900961	社会福祉法人晋栄福祉会	高山ちどりケアマネジメント	630-0101	奈良県生駒市高山町8030	0743-70-1832
19	2970900979	社会福祉法人長命荘	フォレスト居宅介護支援事業所	630-0142	奈良県生駒市北田原町2429-4	0743-78-1677
20	2970901043	株式会社マリモ	ケアプランセンターエバ	630-0101	奈良県生駒市高山町10872	0743-71-4636

	事業所番号	法人名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
21	2970901050	有限会社吉田興産	たわらぐち居宅介護支援センター	630-0243	奈良県生駒市俵口町1069-1	0743-84-8201
22	2970901084	合同会社大生グループ	大生介護支援センター	630-0243	奈良県生駒市俵口町694-4	0743-75-3113
23	2970901100	医療法人和幸会	医療法人和幸会阪奈中央サンミットケアプラン センター	630-0255	奈良県生駒市山崎新町2-18-102	0743-85-5526
24	2970901167	株式会社創生	そうせいケアプランセンター	630-0224	奈良県生駒市萩の台4-4-1	0743-76-2085
25	2970901241	合同会社コウヨウ	介護保険のケアプランパートナー	630-0122	奈良県生駒市真弓4-12-14	0743-79-0085
26	2970901316	社会福祉法人晋栄福祉会	萩の台ちどりケアマネジメント	630-0224	奈良県生駒市萩の台3-1-8	0743-76-2211
27	2970901365	株式会社アイユウ	愛友ケア居宅介護支援センター	630-0135	奈良県生駒市南田原町1036-1	0743-75-1477
28	2970901373	合同会社かけはし	かけはし居宅介護支援事業所	630-0101	奈良県生駒市高山町7782-1	0743-20-4501
29	2970901423	株式会社愛来る	愛来る居宅介護支援事業所	630-0244	奈良県生駒市東松ケ丘2-8森下ビル	0743-73-5157
30	2970901431	合同会社いずみ	いずみケアプラン	630-0223	奈良県生駒市小瀬町134-1	0743-85-7258
31	2970901555	株式会社隆幸	ケアプランセンター阪奈	630-0243	奈良県生駒市俵口町710	0743-71-8111

### (3)地域包括支援センター一覧

							1
担当地域	高山町、ひかりが丘、北田原町、西白庭台、鹿畑町、美鹿の台、 鹿ノ台東、鹿ノ台西、鹿ノ台南、鹿ノ台北	南田原町、喜里が丘、生駒台南、生駒台北、新生駒台、 松美台、俵口町の一部(阪奈道路以北)	辻町、小明町、谷田町、桜ヶ丘	北新町、俵口町の一部(阪奈道路以南)、東松ケ丘、西松ケ丘、光陽台	山崎町、東旭ケ丘、西旭ケ丘、新旭ケ丘、東新町、山崎新町、本町、元町、仲之町、門前町、軽井沢町、東生駒、東生駒月見町、東菜畑、中菜畑、西菜畑町、菜畑町、緑ケ丘、萩原町、藤尾町、西畑町、鬼取町、小倉寺町、大門町、有里町、小平尾町、青山台	き分町、さつき台、小瀬町、南山手台、東山町、萩の台、乙田町	上町、白庭台、真弓、真弓南、あすか野南、あすか野北、あすか台、北大和、上町台
電話番号/所在地	TEL:0743-78-4888 FAX:0743-78-1640 生駒市北田原町2429-4	TEL:0743-73-9448 FAX:0743-73-9447 生駒市俵口町444-1	TEL:0743-75-3367 FAX:0743-71-8086 生駒市辻町53	TEL:0743-73-7272 FAX:0743-74-3610 生駒市北新町3-1	TEL:0743-74-8134 FAX:0743-71-8122 生駒市西旭ヶ丘12-3	TEL:0743-77-7766 FAX:0743-76-7700 生駒市小瀬町324-2	TEL:0743-71-3500 FAX:0743-71-1151 生駒市あすか野北2丁目12-13
名 称	生駒市フォレスト地域包括支援センター	生駒市阪奈中央地域包括支援センター	生駒市東生駒地域包括支援センター	生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	生駒市メディカル地域包括支援センター	生駒市メディカル地域包括支援センター(支所)

### 8. 関係機関一覧

※ 平成30年2月1日現在の情報です。事業所等は、奈良県長寿社会課のホームページでご確認ください。

### ■病院

	病院名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	生駒市立病院	630-0213	生駒市東生駒1-6-2	0743-72-1111	0743-71-9100
2	近畿大学医学部奈良病院	630-0293	生駒市乙田町1248-1	0743-77-0880	0743-77-0902
3	医療法人和幸会 阪奈中央病院	630-0243	生駒市俵口町741	0743-74-8660	0743-74-8690
4	医療法人社団松下会 白庭病院	630-0136	生駒市白庭台6-10-1	0743-70-0022	0743-70-0023
5	医療法人社団松下会 東生駒病院	630-0212	生駒市辻町4-1	0743-75-0011	0743-74-7293
6	医療法人学芳会 倉病院	630-0256	生駒市本町1-7	0743-73-4888	0743-74-2624

### ■地域包括支援センター

	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	生駒市フォレスト地域包括支援センター	630-0142	生駒市北田原町2429-4	0743-78-4888	0743-78-1640
2	生駒市阪奈中央地域包括支援センター	630-0243	生駒市俵口町444-1	0743-73-9448	0743-73-9447
3	生駒市東生駒地域包括支援センター	630-0212	生駒市辻町4-1	0743-75-3367	0743-71-8086
4	生駒市社会福祉協議会地域包括支援センター	630-0245	生駒市北新町3-1	0743-73-7272	0743-74-3610
5	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	630-0261	生駒市西旭ヶ丘12-3	0743-74-8134	0743-71-8122
	生駒市メディカル地域包括支援センター	630-0223	生駒市小瀬町324-2	0743-77-7766	074-76-7700
6	生駒市メディカル地域包括支援センター(支所)	630-0134	生駒市あすか野北2丁目12-13	0743-71-3500	0743-71-1151

### ■小規模多機能型居宅介護事業所

	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	あすならホーム東生駒	630-0215	奈良県生駒市東菜畑1-298メゾン東生駒1F	0743-72-1165	0743-72-1168
2	フレンド倶楽部生駒	630-0263	奈良県生駒市中菜畑2-1117	0743-71-7221	0743-71-7221
3	小規模多機能型居宅介護ゆりの会「小明」	630-0201	奈良県生駒市小明町723-1	0743-85-4423	0743-85-4424
4	小規模多機能いこいの家 2 6	630-0131	奈良県生駒市上町1082-1	0743-72-6750	0743-72-6756

### ■居宅介護支援事業所

	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	社会医療法人平和会いこま駅前クリニック	630-0256	奈良県生駒市本町7-10	0743-71-7222	0743-71-7231
2	アリス薬局	630-0212	奈良県生駒市辻町10-2 ビハーラ東生駒302	0743-72-1719	0743-61-5130
3	梅寿荘在宅介護支援センター	630-0257	奈良県生駒市元町2-14-8	0743-74-6811	0743-74-2511
4	社会福祉法人生駒市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	630-0245	奈良県生駒市北新町3-1	0743-74-3333	0743-74-3610
5	宅老サロン椀の家	630-0133	奈良県生駒市あすか野南1-2-2	0743-79-9950	0743-79-0587

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
6 医療法人社団松下会 東生駒病院居宅介護支援事業所	630-0212	奈良県生駒市辻町4-1	0743-75-0011	0743-75-0057
7 有限会社ゆりの会	630-0101	奈良県生駒市高山町8075	0743-70-1014	0743-71-4898
8 特定非営利活動法人生駒まごころ	630-0252	奈良県生駒市山崎町21-2-103	0743-71-7775	0743-71-7745
9 アミライフ・桜ヶ丘ケアプランセン	ター 630-0211	奈良県生駒市桜ケ丘3-57	0743-74-9924	0743-74-2460
10 医療法人和幸会 阪奈中央ケアプランセンター	630-0243	奈良県生駒市俵口町444-1	0743-73-9418	0743-73-9447
11 居宅介護支援センター延寿	630-0223	奈良県生駒市小瀬町1100	0743-76-2266	0743-76-2250
12 フレンド生駒ステーション	630-0263	奈良県生駒市中菜畑2-1117	0743-71-7221	0743-71-7221
13 ハーモニー・ケアプランセンター	630-0258	奈良県生駒市東新町4-20 石丸ビル2階	0743-71-8858	0743-71-8868
14 ライフケア生駒有限会社ケアプラン	部 630-0225	奈良県生駒市東山町211-18	0743-76-2355	0743-76-2356
15 あすならホーム菜畑	630-0263	奈良県生駒市中菜畑2-1129-1	0743-75-1141	0743-75-1146
16 いこいの家ケアプランセンター	630-0243	奈良県生駒市俵口町814-1 ハイネス生駒302号	050-5005-4469	0743-70-8306
一般財団法人生駒メディカルセンタ 居宅介護支援事業所	630-0223	奈良県生駒市小瀬町324-2	0743-76-3400	0743-76-7700
18 高山ちどりケアマネジメント	630-0101	奈良県生駒市高山町8030	0743-70-1832	0743-71-2083
19 フォレスト居宅介護支援事業所	630-0142	奈良県生駒市北田原町2429-4	0743-78-1677	0743-78-1640
20 ケアプランセンターエバ	630-0101	奈良県生駒市高山町10872	0743-71-4636	0743-72-3234
21 たわらぐち居宅介護支援センター	630-0243	奈良県生駒市俵口町1069-1	0743-84-8201	0743-84-8202
22 大生介護支援センター	630-0243	奈良県生駒市俵口町694-4	0743-75-3113	0743-74-3399
23 医療法人和幸会 阪奈中央サンミットケアプランセン:	ター 630-0255	奈良県生駒市山崎新町2-18-102	0743-85-5526	0743-85-5529
24 そうせいケアプランセンター	630-0224	奈良県生駒市萩の台4-4-1	0743-76-2085	0743-76-2060
25 介護保険のケアプランパートナー	630-0122	奈良県生駒市真弓4-12-14	0743-79-0085	0743-20-7851
26 萩の台ちどりケアマネジメント	630-0224	奈良県生駒市萩の台3-1-8	0743-76-2211	0743-76-2550
27 愛友ケア居宅介護支援センター	630-0135	奈良県生駒市南田原町1036-1	0743-75-1477	0743-75-7007
28 かけはし居宅介護支援事業所	630-0101	奈良県生駒市高山町7782-1	0743-20-4501	0743-20-4501
29 愛来る居宅介護支援事業所	630-0244	奈良県生駒市東松ケ丘2-8 森下ビル	0743-73-5157	0743-84-5157
30 いずみケアプラン	630-0223	奈良県生駒市小瀬町134-1	0743-85-7258	0743-85-7259
31 ケアプランセンター阪奈	630-0243	奈良県生駒市俵口町710	0743-71-8111	0743-71-8113

### ■生駒市

	担当課名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	生駒市 福祉健康部 地域包括ケア推進課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-74-9100
2	生駒市 福祉健康部 介護保険課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-72-1320
3	生駒市 福祉健康部 地域医療課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743-74-1111	0743-75-6826

### 平成30年3月 マニュアル策定

### 生駒市

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会 在宅医療介護推進部会 (事務局) 生駒市福祉健康部地域医療課

生駒市東新町8-38

TEL: 0743-74-1111FAX: 0743-75-6826